

議第 2 号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 指定する団体 東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地
高畠町
- 3 指 定 の 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 26 年 11 月 28 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

議第 3 号

山形県文化財保護条例第 26 条第 1 項の規定による山形県指定無形民俗文化財の指定について

山形県文化財保護条例（昭和 30 年 8 月県条例第 27 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県指定無形民俗文化財に指定する。

名 称	所 在 地	保 存 团 体
若宮八幡神社太々神楽	東根市東根甲	若宮八幡神社太々神楽保存会

提 案 理 由

若宮八幡神社太々神楽を山形県指定無形民俗文化財として指定するため提案するものである。

平成 26 年 11 月 28 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

文審 第2号
平成26年10月29日

山形県教育委員会
教育長 菅野 滋 殿

山形県文化財保護審議会
会長 伊藤清郎



山形県指定無形民俗文化財の指定及び山形県指定有形文化財の指定解除
について（答申）

平成26年10月16日付け文生第999号で諮問ありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定無形民俗文化財の指定

名 称	員数	所在地	保存団体
若宮八幡神社太々神楽	1	東根市東根甲	若宮八幡神社太々神楽保存会

意 見 山形県指定無形民俗文化財に指定することが適當である。

第2号 県指定有形文化財の指定解除

種 别	名 称	員数	旧所有者	旧所有者の住所
絵画の部	紙本著色重嶂香雪図 岡田半江筆	1幅	[REDACTED]	河北町谷地 [REDACTED]
絵画の部	絹本著色火食鳥図 立原杏所筆	1幅	[REDACTED]	河北町谷地 [REDACTED]
工芸品の部	赤絵柿右エ門皿	1枚	[REDACTED]	河北町谷地 [REDACTED]

意 見 山形県指定有形文化財の指定を解除することが適當である。

県指定文化財（答申）の概要

種 別	無形民俗文化財		
名 称	わかみやはちまんじんじやだいいかぐら 若宮八幡神社太々神楽	員 数	1
所 在 地	東根市東根甲（若宮八幡神社）		
保 存 団 体	若宮八幡神社太々神楽保存会 会長 渋谷明夫		
特 色	<p>若宮八幡神社太々神楽は、台風よって作物が被害にあわないように祈る「風祭り」に奉納されてきた神事芸能である。風祭りは、かつては二百十日を前にした8月31日に毎年行われていたが、近年では8月最後の日曜日に行われている。</p> <p>現在行われている演目は、「奉幣舞（ほうへいまい）」1人、「鉾舞（ほこまい）」「剣舞（つるぎまい）」1人、「千歳舞（せんざいまい）」4人、「種まき舞（たねまきまい）」1人、「釣り舞（つりまい）」2人、「鬼やらい（おにやらい）」（追儺舞・ついなまいとも）3人の7演目（舞人5人）である。歌詞や台詞などはまったくなく、舞人は仮面をかぶり終始無言の舞いを繰り広げる。</p> <p>① 共通する定型的舞や所作</p> <p>各演者は舞台前方（北側）にある神籬（ひもろぎ）に近づいて座り参拝する。参拝し終えてから神籬の鈴（または御幣）を持って楽曲に合わせて舞い始める。その際舞台四方（東西南北）を歩んで回る定型的舞が繰り返される。</p> <p>時計回りで顔を上向きにして歩むのが「天の舞」、反対回りで顔を下向きにして歩むのが「地の舞」である。「切り返し」は左右の四回りの途中に舞台中央で行われる所作である。</p> <p>各演目には共通してこの「天の舞」「地の舞」「切り返し」が行われる。舞の終了には再び神籬の前に座り、鈴または御幣を返却して参拝して退場する。</p> <p>② 各演目の特徴</p> <p>「鉾舞」や「剣舞」は、鉾や刀を持って舞う力強く躍動感溢れる舞である。「千歳舞」や「鬼やらい」には演劇的因素も盛り込まれている。「鬼やらい」は鬼を追い払う演目であり、節分に行われている「豆まき」の原型を思わせる。</p> <p>「種まき舞」は、豊作を祈る農民の願いが舞いの中でユーモラスに表現されている。「釣り舞」は豊漁を期待する舞であり、縁起の良い演目である。</p> <p>③ 楽器・楽曲</p> <p>大胴（大太鼓）1人、大拍子（締太鼓）1人、横笛3人の5人で構成している。基本的には「天の舞」「地の舞」を行なう際の楽曲が主である。舞が緊迫する場面では、通称「雨だれ」という太鼓の打ち方に特徴をもち、強弱のメリハリがきいていて大変効果的である。</p>		
指定の意義	<p>県内に継承されている神楽と比較しても、きわめて特色ある内容をもつといえる。この神楽は歌詞と台詞がまったくなく、楽曲だけが奏でられる無言芸能である。すべて演技内容と所作で意思・思いを伝えている。</p> <p>各演目には定型的舞や所作がみられるが、それによって演技全体が規則性をもって展開されている。舞に合わせて楽曲も変化し、その転換がじつに明確である。</p> <p>全体的に1演目の中に定型的舞とそれを打ち破る劇的舞が絡み合って観客を魅了する巧みな構成となっている。</p> <p>当神楽は基本的に祈祷色の強い舞ではあるが、動・静、強・弱のメリハリのきいた演目の組み合わせがみられ、古くから考え抜かれた演出があったことが想定される。残された仮面約10面にはいくつかの優品も見られる。</p> <p>総じて当神楽は、伝統的な芸態・芸風を保持した優れた芸能と考えることができる。</p>		



1. 奉幣舞
(ほうへいまい)



2. 銚舞
(ほこまい)



3. 剣舞
(つるぎまい)



4. 千歳舞
(せんざいまい)



5. 種まき舞
(たねまきまい)



6. 釣り舞
(つりまい)



7. 鬼やらい
(おにやらい)

山形県文化財保護審議会における質疑応答の概要

文化財の調査を担当した委員が説明し、その後、質疑応答を行った。

Q : 後継者の育成の具体的な取組みは。

担当委員： 現在若者に呼び掛けており、なんとかなるのではないかという状況。県指定になることで保存・継承に弾みがつくと考える。

Q : 衣装・面等を含めて指定はできるのか。

事務局 : 衣装・面等は別途有形文化財としての指定となる。

Q : この神楽は仙台に行って習ってきたもので、県内には類似するものが見られないとのことだがその意味は。

担当委員： 仙台の十二段神楽の流れをくんでいると思われるが、受け入れる際に工夫・演出した可能性がある。

Q : 山伏神楽、法印神楽との関係は。

担当委員： 違いははっきりしており、別系統。

第2章 県指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県公報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを山形県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県公報に告示してする。

(解除)

第27条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報に告示してする。

4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県公報で告示しなければならない。

○山形県指定民俗文化財指定基準

昭和51年9月3日山形県教育委員会告示第14号
改正 平成18年2月7日教委告示第3号

山形県指定民俗文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定民俗文化財指定基準

山形県指定民俗資料指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第5号）の全部を改正する。

第1 県指定有形民俗文化財指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの 例えは、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えは、農具、漁獵具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えは、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの 例えは、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの 例えは、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀（し）具、法会具、奉納物、偶像類、呪（じゅ）術用具、社祠（し）等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えは、暦類、ト（ぼく）占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣裳（しょう）、道具、楽器、面、人形、玩（がん）具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 技術的特色を示すもの
- (5) 生活様式の特色を示すもの
- (6) 職能の様相を示すもの

3 我が国民以外の人々に係る前2項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上重要なもの

第2 県指定無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し重要なもの

- (1) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの